



電話番号 042-492-5111 (市役所代表)

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ http://www.city.kiyose.lg.jp/

携帯サイト http://www.city.kiyose.lg.jp/m_index.htm



携帯電話用QRコード

新生活には注意がいっぱい

気をつけよう！新年度の消費者被害

◆ こんなトラブル あなたならどうしますか？ ◆

事例1 学生を狙うマルチ商法

大学のサークルの先輩から、「DVDで投資の勉強をしないか、そのDVDを友人に紹介すれば代金ぐらゐすぐに回収できる」と勧められた。



購入者を勧誘することで手数料が得られる商法です。利益を得るために無理な勧誘を続けることで友人を失い孤立する恐れがあります。「特定商取引に関する法律」による規制、クーリングオフが適用されます。

事例2 高額な原状回復費用の請求

賃貸契約書には「退去時に敷金を返す」とあったが、「原状回復費用は借主負担だから、敷金だけでは足りない」と高額な費用を請求された。



「原状回復」とは、時間の経過で汚れた壁紙や畳などを入居時の状態に戻すことではなく、故意・過失による損耗や汚れを回復することです。賃貸住宅トラブル防止ガイドライン(東京都)を参考に交渉しましょう。

事例3 しつこい新聞勧誘員

引っ越してきた翌日に、洗剤などを持って新聞の勧誘員が訪ねてきた。購読を断ったが、その後も何度も訪問し続ける。



「特定商取引に関する法律」では、再勧誘の禁止が規定されています。新聞の場合も、消費者から断られたら一定期間勧誘はできませんので、そのことを事業者に告げましょう。

事例4 インターネットを利用した商品購入

一流ブランドの財布が、インターネット上で市価の4分の1程だったので申込み代金を振り込んだが、商品は届かず、連絡も取れなくなった。



インターネット販売を利用する場合は、会社の所在地や代表者の確認、商品価格が安すぎないか、支払いが先払いのみか、表記の日本語がおかしいかなど、詐欺に遭わないためのポイントを押さえましょう。

事例5 危険！「楽しく稼げるアルバイト」の誘い

「学生でも楽しく稼げる仕事」という紹介を見て、男性に会った。「会社を興す資金が足りないので学生ローンでお金を借りてほしい。謝礼金は1割で、返済は自分がする」と説明され、住民票のコピーなどをもらったので信用し、50万円を借りて渡した。謝礼金5万円を受け取ったが、その後、支払い督促状が届いた。



ローンの返済義務は契約者本人にあります。延滞すると信用機関に「事故情報」として記録され、クレジット契約などの支障となる恐れがあります。このような場合、ローンは自分で返済し、お金を渡した人への返済請求は別に行うことになるでしょう。この他にも、銀行預金・証券口座の売買などのアルバイトがありますが、犯罪行為に加担することにもなりかねませんので、絶対に手を出さないでください。

◆ 市内の消費者トラブルの現状は？ ◆

ここ数年、消費生活センターに寄せられる相談件数は1,000件前後ととなっていますが、内容としては一度悪質商法の被害に遭った方が再び被害に遭う悪質商法の二次被害が目立ってきています。

これらの被害者の多くは高齢者です。特に、「金融商品」と「土地(原野・別荘地)」は二次被害へと発展



することの多い商品です。

「金融商品」は、甘い誘いで社債や未公開株などを次々と購入させ、それらの会社と連絡が取れなくなり、後悔している高齢者に、被害救済ができるかと話しかけ、更にお金を出させるというパターンです。

「土地」は、バブル時代に購入した原野や別荘地を持つ高齢者が狙われています。固定資産税がかかるので、「子どもに残して負担をかけたくない」という気持ちに付け込み、「すぐに売れる土地と交換しないか」と持ちかけ、「新しい土地との差額を払わせる」→「その新しい土地を買い取るからとまた別の土地を勧める」ということを繰り返します。消費者は訳が分からないまま、高額な支払いに至るといっ

す。

これらの相談での個人の最高被害額は、金融商品で4,700万円、土地で約4,000万円にも上りました。

◆ 新年度の消費者被害「送りつけ」にご注意を ◆

昨年度は、「送りつけ」による消費者被害が多発しました。特定商取引に関する法律の適用を受けないように、電話で「健康食品の注文を受けた」と言い張り、代引きで健康食品を送りつける手口です。消費者が「そんな覚えはない」と答えると、「こちらには注文時の記録がある。裁判にするぞ」と脅して支払いを迫ります。

被害者の多くが高齢者で、普段

被害に遭わないために

- 簡単なもうけ話はあり得ない
- その商品はどうしても、本当に必要か？
- 署名・承諾する前に契約内容をよく理解したか？
- 支払い金額や方法に納得できるか？
- 少しでも「おかしい」と思ったら、1人で判断しない・即決しない
- 一度悪質商法の被害に遭うと、再度狙われる可能性あり

から健康食品に興味があり、購入した経験がある方も多く、「もしかしたら注文したのかも」と思ってしまうことも被害を広げた要因でした。

トラブルを防ぐには、消費者が信頼できる機関から、「どのようなトラブルがあるのか」など、最新の情報を得ることが大切です。

被害に遭った際には、1人で判断せず、家族や友人、消費生活センターに早めに相談してください。